



「秋季一斉清掃」参加のお願い



全町一斉清掃を実施します。ぜひ、ご家族おそろいでご参加ください。区ごと担当区を設けていますが、家のまわりの道路、河川、ごみ収集場所など身近な場所の清掃・美化活動も実践し町をきれいにしましょう。

- ◇日時 平成28年10月16日(日) ※小雨決行、順延無し
中止の場合は午前6時10分に広報無線及びメール配信サービスにてお知らせします。
- ◇集合時間 午前6時45分(各集合場所) 清掃は、約1時間です。
- ◇持ち物 ゴム手袋、長靴等
- ◇清掃範囲

●諏訪湖岸・河川

担当区	担当区域	集合場所
7区・8区	漕艇庫前～岡谷市境	漕艇庫前
3区	漕艇庫前～みずべ公園	
2区・4区	博物館駐車場～みずべ公園	博物館駐車場
5区	博物館駐車場～諏訪市境	
10区	承知川(河口～千代田ポンプ手前)	承知川河口

●国道142号

担当区	担当区域	集合場所
1区	慈雲寺～注連掛	慈雲寺
9区	注連掛～落合発電所	注連掛
6区	木落し坂～樋橋	木落し坂付近待避所

まちをキラキラに！
下諏訪を清く優しく美しく みんなできれいに おねがいだー！

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 生活環境係 電話27-1111 (内線142)



地域の皆さまに支えられて31年!!

10月はシルバー人材センター事業の普及啓発促進月間です

シルバー人材センターは、高齢者自身が長年の技術や経験を生かしながら、働くことを通じて生きがいを求め、更には地域の活性化に貢献しようと、多くの企業・家庭・公共団体の皆さまのご理解と信頼をいただいで活躍しています。

【仕事を依頼される方へ】

シルバー人材センターは公共的・公益的な団体であり、責任をもって仕事をお引き受けいたします。収益を目的としないので、割安な料金体系になっています。

主な仕事の内容は、施設管理・工場内作業・家事手伝い・営繕修理・屋内外作業等、臨時的・短期的・補助的な仕事です。

【会員になるには】

下諏訪町内に居住し、健康で働く意欲のある60歳以上で、シルバー人材センター事業の趣旨に賛同する方であれば、どなたでも会員になれます。毎月開催される入会説明会に出席し、入会手続きをしてください。

【今後の入会説明会】

- ◇期日 ①平成28年10月11日(火)
②平成28年11月8日(火)
③平成28年12月13日(火)
④平成29年1月10日(火)
⑤平成29年2月14日(火)
⑥平成29年3月14日(火)
- ◇場所 ①・③・⑤：下諏訪総合文化センター
②・④・⑥：おかや総合福祉センター内
(諏訪湖ハイツ)
- ◇時間 午後1時30分から

■入会の申込み・仕事の依頼は…

公益社団法人 岡谷下諏訪広域シルバー人材センター

□事務所 おかや総合福祉センター内(諏訪湖ハイツ) 電話23-0760

□支所 下諏訪町役場 別棟1階 電話28-0890



⑤余分を買わない、作らない ⑥いつもの習慣 ⑦さあ、おいしく、食べきろう！
下諏訪町食べ残しゼロ「よいさ運動」を推進しましょう！

40歳以上の方が対象です 町の胃検診・大腸検診を受けましょう

町の胃検診・大腸検診は平成28年9月26日(月)から始まります。胃検診・大腸検診の申込みをした方には、お知らせ通知をお届けしています。忘れずに受診しましょう。詳しい日程等は下記までお問い合わせください。



■問い合わせ

下諏訪町保健センター 電話27-8384(直通)

「長野県子どもを性被害から守るための条例」が公布・施行されました

平成28年6月長野県議会定例会において、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が可決され、規制項目に係る規定(第17条から第20条)を除き7月7日に公布・施行されました。

なお、規制項目に係る規定(第17条から第20条)は11月1日に施行されます。

○威迫等による性行為等の禁止

- ・威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止(罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)※
- ・威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
- ・自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止

○深夜外出の制限

- ・保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
- ・保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止(罰則：30万円以下の罰金)※
- ・深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
- ・深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

※子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできません。(年齢を知らないことに過失がないときは除く)

※違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しません。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、罰則は適用しません。

町は青少年健全育成の観点に基づき、夜間パトロールによる子どもの見守りや、各区青少年育成会の役員を対象に警察関係者を招いた情報懇談等の機会を設け、青少年が誤った方向へ向かわないように取り組んでいきます。

これまでの経過及び条例の内容については、県公式ホームページをご覧ください。

HP <http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/kodomomamorujorei.html>

■問い合わせ 長野県県民文化部次世代サポート課

電話026-235-7210

E-mail jisedai@pref.nagano.lg.jp

下諏訪町 教育子ども課 子育て支援係
電話27-1111(内線714)

「県下一斉司法書士無料法律相談」相談所の開設について

私たち司法書士は、皆さまの貴重な財産権をはじめ、権利の保護に携わっておりますが、この法の日を中心に、県下各市町村において「司法書士無料法律相談」を実施し、相談を受け付けいたします。

司法書士には守秘義務が課せられておりますので、皆さまの秘密は厳守いたします。

お気軽にお出かけください。

◇日 時 平成28年10月3日(月)

午後5時～午後7時

◇場 所 町庁舎2階 第2会議室

◇相談内容

- ・不動産の登記、会社(法人)の登記に関するもの
- ・クレジット、サラ金等多重債務に関するもの
- ・高齢者、障がい者等の財産管理に関するもの
- ・相続に関するもの
- ・不動産の売買、贈与等の取引に関するもの
- ・裁判所への提出書類の作成に関するもの
- ・借地借家に関するもの
- ・悪質商法被害に関するもの
- ・賃金、売掛金等の回収に関するもの
- ・中小企業法務に関するもの
- ・その他、司法書士の業務及びそれに関する相続など

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 生活環境係

電話27-1111(内線143)

高齢者インフルエンザ予防接種が始まります

町では高齢者のインフルエンザ予防接種を、下記の期間中、諏訪6市町村内の登録医療機関で実施します。希望する方は、医療機関に直接ご予約ください。

◇実施期間 平成28年10月15日(土)～12月25日(日)

(医療機関の休診日は除く)

◇対象年齢 65歳以上

◇料 金 自己負担分1,000円

※生活保護世帯、町民税非課税世帯の方は無料で受けられます。予防接種を受ける前に、保健センターに申請をお願いします。

■問い合わせ

下諏訪町保健センター 電話27-8384(直通)

女性のみなさん、がん検診はお済みですか?

乳がん・子宮頸がん検診のお知らせ通知をお送りしましたが、検診はお済みでしょうか? 今年度から、県内の医療機関で検診を受けることができます。保健センターで実施する検診を受けられなかった方も、受けることができますので、保健センターまでお問い合わせください。検診期間終了間際になりますと、混み合い予約が取れない恐れがありますので、早めの検診をお願いします。

■問い合わせ

下諏訪町保健センター 電話27-8384(直通)